

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行個）諮問第41号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行個）答申第165号）

事件名：本人からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成25年12月2日，同月3日，同月6日，同月10日，平成26年1月9日）」（以下「本件事績管理簿」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，その一部を不訂正とした決定については，別紙1に掲げる部分を訂正すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し，平成28年9月12日付け金総第6887号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について，審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容はおおむね別紙2のとおり。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は，審査請求書の記載によると，要旨，金融庁は開示請求に対してねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白である点等を理由として審査請求に及んだものと解される（詳細は省略）。

なお，審査請求人から，平成30年4月1日付け（同月2日收受）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出されたが，諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており，その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が，処分庁に対して行った平成28年8月7日付け保有個人情報訂正請求（同月12日受付。以下「本件訂正請求」という。）に関し，処分庁が，法30条1項に基づき，同年9月12日付け金監第6887号において本件訂正請求に係る保有個人情報の一部を不訂正とした処分（原処分）をしたところ，これに対し審査請求があったが，以下のとおり，原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件訂正請求に係る保有個人情報について

(1) 本件訂正請求の概要

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年4月22日付け金総第2766号により開示決定を受けた、「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成25年12月2日、同月3日、同月6日、同月10日、平成26年1月9日）」（本件事績管理簿）に記載された保有個人情報の一部について訂正を求めるものである。

(2) 本件事績管理簿について

ア 金融庁では、金融サービス等に係る相談等の申出を金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）で一元的に受け付け、申出内容やその処理状況等を事績管理簿に記録するとともに、当該申出内容を金融機関の検査・監督事務で活用するため、相談室から検査・監督部局へ事績管理簿を回付している。回付を受けた監督部局は、必要に応じて、当該申出内容を金融機関の監督事務で活用するほか、申出者が承諾している場合には、原則として、当該申出内容を申出に係る金融機関へ情報提供している（金融庁公表資料「主要行等向けの総合的な監督指針」II-2-2参照）。

イ 本件においては、審査請求人から相談室に対して、特定会社Aに関する申出が複数回にわたって寄せられており、相談室においてその申出内容や処理状況等を本件事績管理簿に記録したものである。

(3) 本件訂正請求の対象

本件事績管理簿には、審査請求人の申出内容に係る下記アの事項が記載されているところ、本件訂正請求は、このうち、下記イの事項（本件対象保有個人情報）について訂正を求めたものと解される。

ア 本件事績管理簿の記載事項

①日別一連番号、②管理番号、③担当者、④年月日、⑤受付時刻、⑥応接時間、⑦受付方法、⑧類型、⑨相談等対象先、⑩相談者情報、⑪商品・業務等区分、⑫要因、⑬相談内容の概要、⑭対応内容、⑮相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容

イ 審査請求人が訂正を求める事項（本件対象保有個人情報）

⑨相談等対象先（このうち「業種」及び「支店等の名称」欄）、⑩相談者情報（このうち「性別」及び「氏名（フリガナ）」欄）、⑫要因、⑬相談内容の概要、⑭対応内容、⑮相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、⑩相談者情報（このうち「性別」及び「氏名（フリガナ）」欄）については訂正する一方、その余の事項についてはこれを訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は概ね次のとおりである。

ア 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的は、相談室において受け付けた相談等の内容を記録し、金融機関の検査・監督等（金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等）で有効に活用するためである。

イ 本件事績管理簿の記載項目のうち、⑩、⑬及び⑭以外の事項は、「保有個人情報」に該当しないことから、法29条において規定されている保有個人情報の訂正義務の対象になり得ないため、訂正決定を行うことはできない。

ウ 本件対象保有個人情報のうち、⑩（相談者情報のうち「性別」及び「氏名（フリガナ）」欄）については、事実でないことが判明したため訂正を行うこととした。

エ 本件対象保有個人情報のうち、⑬（相談内容の概要）及び⑭（対応内容）については、一部に「保有個人情報」に該当するものがあるが、金融機関の検査・監督等を遂行する上での参考資料とすることを目的とするものであることを踏まえると、担当した相談員が相談者との対応内容を逐語的に記載することまで求められているものではなく、相談内容や処理の経過を概括的に把握できるものであれば足り、担当相談員において相談者との応答内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。したがって、記載内容について、訂正請求者が重要な事実であると考えた内容が記載されていなかったり、訂正請求者の意に沿わない表現が用いられたりしたとしても、上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実ではないとはいえないため、法29条の「訂正請求に理由があるときと認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

(1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

そして、本件対象保有個人情報⑬（相談内容の概要）は相談員が審査請求人から聴取した申出内容の概要が、また同⑭（対応内容）は当該申出内容に対する相談員の対応内容の概要が、同⑮（相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容）は当該申出内容を金融機関に情報提供することについての審査請求人の承諾の有無が、それぞれ記録

されている保有個人情報であって、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

(2) 訂正の要否について

ア 本件事績管理簿は、審査請求人が金融庁検査局の検査情報受付窓口へ提供した情報（平成28年4月22日付け金検第444号により審査請求人に全部開示した保有個人情報）を基に、処分庁が遡ってねつ造・改ざんしたものであり、審査請求人と相談室との通話内容や審査請求人と特定会社Aとのやりとり等に照らしても本件事績管理簿の内容が事実でないことは明らかであるから、処分庁は、本件事績管理簿の「相談内容の概要」や「対応内容」等の記載を、本件訂正請求のとおり全面的に訂正するべきであると審査請求人は、主張しているようである。

イ しかし、審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報は、相談室が審査請求人から聴取した当該申出内容の概要や当該申出内容に対応した当該申出内容に対する相談員の対応内容の概要等が記載されたものであるところ、本件事績管理簿が最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。

そうすると、その記載内容については、審査請求人が重要な事実であると考えた内容が記載されていなかったり、審査請求人の意に沿わない表現が用いられていたりしたとしても、本件事績管理簿の上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実でないとはいえないため、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

そこで検討すると、審査請求人は、その相談内容や対応内容等について、その経緯や申出内容等が正確性を欠くことなどを指摘してその訂正を求めていると解されるところ、当該部分の記載は、本件事績管理簿の目的の範囲内での記載での要約と認められ、訂正をしなければ上記目的に反するとまではいえないことから、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

なお、一般に、検査情報受付窓口（現在は「金融モニタリング情報収集窓口」と呼称）へ提供された情報は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関してより一層深度ある検証を行うために金融庁検査局が活用する情報であって、相談室へ共有されるものでは

ないことから、検査情報受付窓口へ提供した情報を基に本件事績管理簿をねつ造・改ざんしたとする審査請求人の主張は失当である。

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月13日 審議
- ⑤ 平成31年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年4月22日付け金総第2766号の開示決定に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について、別紙2のと通りの訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求のうち、「性別」及び「氏名（フリガナ）」欄の記載については、訂正請求に理由があるとして訂正したが、その余の部分については、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2のと通りの訂正をするよう求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。
- (2) まず、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。
- (3) 次に、訂正請求の対象が法27条1項の「事実」に該当するか否かを検討する。

当審査会において、諮問書に添付された本件事績管理簿を確認したところ、本件事績管理簿には、審査請求人が相談室に複数回にわたって行った相談等の申出について、相談室が審査請求人から聴取した申出内容の概要や対応した相談員の対応内容の概要等が記録されており、このうち、本件不訂正部分は、それぞれの相談等につき、相談等対象先の「業種」（以下「業種欄」という。）、相談等対象先の「支店等の名称」（以下「支店等の名称欄」という。）、「顧客対応」及び「不適正な行為（その他）」等の記載がされた「要因1」及び「要因2」（以下、併せて「要因欄」という。）、「相談内容の概要」（以下「相談内容の概要欄」という。）、相談員の「対応内容」（以下「対応内容欄」という。）並びに「相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容」（以下「意思承諾欄」という。）についての記載事項であることが認められる。

このうち要因欄以外の記載事項は、いずれも審査請求人が相談室に対して行った相談内容に基づく情報が記載されているものと認められることから、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

なお、要因欄の記載事項は、相談員が、審査請求人から寄せられた相談等の内容を踏まえ、相談内容に含まれる要因別に、相談員の評価・判断した結果を記載したものであり、金融庁の「評価・判断」として認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきかと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(2) 業種欄について

ア 業種欄の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件事績管理簿が金融機関の検査・監督等で有効に活用するために作成される文書であるところ、業種欄の記載内容は、参考情報として諮問庁が設けた区分けに従い便宜上

分類しているものにすぎず、他の欄（「金融機関等の名称」欄など）の記載などにより相談等対象先が明らかになる限り、記載の目的は達しているから、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、訂正されるべき理由があるとは認められない旨説明する。

イ 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため、業種欄の記載内容の訂正を求める旨主張する。

そこで、当審査会において、本件事績管理簿を確認したところ、業種欄の記載内容には、全て「主要行除く」との記載が含まれることが認められ、「金融機関等の名称」欄の記載内容は、全て特定会社Aの名称であることが認められる。

また、当審査会事務局職員をして金融庁のウェブサイトを確認させたところ、同ウェブサイトの「金融庁の1年（平成25事務年度版）」の資料「主要行等の平成26年3月期決算状況（資料9-2-2）」や「預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況（資料9-3-1）」において、特定会社Aが主要行等として記載されていることが認められた。

ウ そうすると、業種欄の記載内容が、諮問庁の説明のとおり参考情報として便宜上分類しているものにすぎないとしても、記載内容が事実でないことは明らかであり、当該箇所については、訂正請求にも理由があると認められる。

（3）支店等の名称欄について

ア 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため、本件事績管理簿の一部について、支店等の名称欄の記載内容を「本店」との記載に訂正することを求める旨主張する。

イ 支店等の名称欄の記載の仕方について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

支店等の名称欄は、基本的には、相談室の担当者が当該相談内容に関連する支店名等を記載するものであり、情報提供先（伝達を受ける金融機関の窓口）を記載するものではない。

ウ そこで、当審査会において、本件事績管理簿を確認したところ、支店等の名称欄は、全て「特定支店A」と記載されていることが認められる。また、当審査会において、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を確認したところ、全ての相談内容に「特定支店A」の記載が含まれていることが認められる。

エ そうすると、上記イの諮問庁の説明は首肯でき、ねつ造・改ざんが

あったことや事実でない記載がされていることは認められないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(4) 相談内容の概要欄及び対応内容欄について

ア 諮問庁は、上記第3の4(2)イのとおり、本件事績管理簿が、最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されている旨説明する。

イ 金融庁は、金融庁設置法4条に基づき金融機関の監督等を行うこととされている。そして、監督の在り方等について定めた「総合的な監督指針」においては、金融監督に対する基本的な考え方として、「金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」と定め、監督に係る事務処理上の留意点として「相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととする。」と定めている(11-2-2)。

このような制度の下で、金融庁は相談・苦情等で得た情報を金融機関に情報提供し、それに対する金融機関からの回答を得るなどして、金融庁設置法に基づく監督を行っているものである。そして、このような監督の在り方を前提とする限り、金融機関に対する情報提供は、相談者の相談内容を概括的に把握できる内容を記載して行えば足りるのであって、担当職員において当該相談内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと考えられる。

ウ 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため別紙2のとおり訂正を請求すると主張する。

そこで、当審査会において、本件事績管理簿と審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を対比して確認したところ、本件事績管理簿の相談内容の概要欄及び対応内容欄には、おおむね審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書に記載された内容が、監督指針の趣旨に反しない範囲で要約されて記載されていることが認められ、記載内容の一部については、必ずしも正確とはいえない記載も認められるものの、相談内容の概要欄及び対応内容欄の文章全体として

は、訂正する必要は認められない。

エ したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(5) 意思承諾欄について

ア 意思承諾欄の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、意思承諾欄の記載内容は審査請求人の相談内容に基づいて記載したものであり、誤りはなく、事実ではないとは認められないことから、訂正の必要があるとは認められない旨説明する。

イ 審査請求人は、意思承諾欄の記載内容について、金融庁から「実際には銀行に伝達がされている」と理解したことに基づき、意思承諾欄の記載を訂正すべきである旨主張するが、審査請求人において、当該部分に記載された内容が、審査請求人からの相談に対して金融庁が実際に行った対応等と異なると判断するに足りる内容等、訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な根拠を提示しているとは認められず、その外、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、当該部分につき、法 29 条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

ウ したがって、当該部分について、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を不訂正とした決定については、別紙 1 に掲げる部分を除く部分は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であるが、別紙 1 に掲げる部分は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1（訂正すべき部分と訂正内容）

本件事績管理簿の「業種」欄の記載を「主要行」に訂正

別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

趣旨 保有個人情報の利用目的に、金融機関の検査・監督等で有効に活用するためとあるが、事実と異なる情報が記載されている。

理由 改ざん・ねつ造されたものであると申し立てる。

事実と異なる情報が記載されている。情報が消去されている。情報の削除と追加と訂正を請求する。

根拠は、金融サービス利用者相談室での通話内容。特定会社A特定支店A窓口での会話。特定会社A特定支店Bでの会話。特定会社Aの対応。〇〇（姓の漢字）（〇〇〇〇（姓のカナ））氏と行員の対応と発言。伝達（金監第1092号 日付：平成28年4月25日）。事績管理簿（金総第2766号 日付：平成28年4月22日）。検査情報受付窓口に送った情報（金検第444号 日付：平成28年4月22日）。次男の事績管理簿（金総第2767号 日付：平成28年4月22日）。次男の伝達（金監第1093号 日付：平成28年4月25日）。金融庁に対して送った情報。開示請求への返答と、開示された情報。大臣目安箱での通話内容。伝達に対して特定会社Aからきた返答。特定会社Aのホームページの記載。金融庁のホームページの記載、公表内容等。平成25年12月2日、平成25年12月3日、平成25年12月6日、平成25年12月10日、平成26年1月9日すべての相談日に共通する訂正相談等対象先 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）

（中略）

平成25年12月2日の相談の訂正

《131202-11》

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）

（中略）

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《131202-11》

相談内容の概要

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ない。データが改ざんされている。私と家族の口座は解約していない。特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、口座を解約しているというが解約日を教えない。実際には口座の検索をしていないのではないか】

特定会社A 特定支店Aに〇〇〇〇（姓のカナ）氏から呼び出されたので、往復8時間、窓口で2時間合計10時間掛けて行った。

特定会社A 特定支店Aの情報は平成4年までである。私達家族の口座（旧特定

会社A（合併前） 特定支店A）は、特定会社Aの平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ない。

特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏に、情報が出ないので、あなたたちは顧客ではないと追い払われた。主人（〇〇〇〇〇 〇〇〇〇）（氏名のカナ）は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われている。私と長男（〇〇〇〇〇 〇〇〇）（氏名のカナ）も一度も縁が無いと言われている。

私達家族の口座は情報が出ないので、口座は解約していると言うが、口座は解約していない。口座の解約日を教えるよう言ったが教えなかった。

主人は50年以上前から、旧特定会社A（合併前）特定支店Bに貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市A（現 特定市B）に、引越しをした際に、（当時は一番近かった）旧特定会社A（合併前）特定支店Aに口座を移した。同時に主人は特定支店Aに貸金庫を借りた。

家族の多額の預金が入っていた通帳と、家族の多額な証書を貸金庫に入れていた。貸金庫には平成4年以降も主人と私は、入っている。貸金庫の中で私は、次男と三男の証書を見ている。

私と長男の口座からお金を引き出して特定会社Bに支払っている。平成4年以降も利用があった。特定会社Bでお金を借りているのは、主人である。

主人の特定会社Aの口座と、主人の特定会社Cの口座で、お金のやり取りがあった。

特定会社Aの対応はダークティードだった。（預金をとる係の）〇〇〇〇（姓のカナ）氏の立場には立ちたくないですよ。と行員ではなく「特定会社A」が預金をとっていると言った。

1 特定支店Aの情報は平成4年までである。私達の口座は、平成4年以降のデータを検索したが情報が出ないと言っている。平成4年以降も利用があった。データが改ざんされている。検査をしてください。

2 口座は解約していない。〇〇〇〇（姓のカナ）氏は口座を解約していると言うが、解約日を教えない。違法ではないのか。

平成4年以降、私と長男の口座からお金を引き出して特定会社Bに支払っている。

主人の特定会社Aの口座と、主人の特定会社Cの口座で、お金のやり取りがあった。

3 他の銀行では、同時期の過去の口座の検索ができた。

金融庁は、銀行に免許（許認可）を出している。法律を決めている。

銀行は、10年しか情報を持つ必要が無いのは何と言う法律か。10年しか情報を持たなくてよければ、預金を取れるではないか。

4 〇〇〇〇（姓のカナ）氏は氏名を聞いただけで、氏名を言ったか、いい終わらないうちに「ない」と回答している。窓口でも目の前の機械は操作してい

ない。奥に行ってすぐに戻ってきた。実際には口座を検索していないではないか。検索できるような時間はなかった。

口頭でないと言うだけだったら、実際に検索したか分からないではないか。口座の検索結果を書面で出さなければ、嘘がつける。

5 (突然、今ご主人はどうしていますかと聞いてきた)

主人は、平成6年に、亡くなっている。

(口座を検索したのは誰なのかと名前を聞いてきた。)

主人(〇〇〇〇(名前のカナ))、私、長男(〇〇〇(名前のカナ))、次男(〇〇〇(名前のカナ))、三男(〇〇〇(名前のカナ))と答えた

(持っている書類は何か等を聞いてきた)

私と長男の書類があるが、特定支店A窓口で、私の口座番号の載った書類しか見せなかった。

(伝達制度の説明はなかった。最後に、事務的に、今まで聞いた話を金融庁から、特定会社Aにお手紙を出しますがいいですかと聞かれた。2週間お時間をくださいと言った。)

金融庁から手紙を出して返答がもらえるというので、了承した。

6 (特定支店Aのお客係りに電話して口座の問い合わせをするよう指示された。)

貸金庫係でも、特定支店A窓口でも、どこに行っても、〇〇〇〇(姓のカナ)氏という行員が対応してくる。

どこに行っても〇〇〇〇(姓のカナ)氏がどこに行っても対応してくる。特定支店A窓口で、お客係りに書類を提出すると、お客係りはすぐに書類を持って奥に行き、奥から〇〇〇〇(姓のカナ)氏が出てきた。

《以下伝達不要》

7 金融庁の職員は、国民のために働いているのか？

(ずっと黙って回答しなかった。)

誓約書を書いたでしようと言った。

8 担当大臣は誰か。

対応内容

1 金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。2 「口座を解約していない。〇〇〇〇(姓のカナ)氏は口座を解約しているというが、口座の解約日を教えない」との銀行法に違反した質問には黙って回答しなかった。ご意見として上に報告するが、上はどこか教えられないと言った。そもそも私は口座を解約していないと言っている。口座はあるのに、ないということは犯罪である。公益通報の仕組みを教えなかった。警察への相談を勧めなかった。

3 銀行により保有している情報量が違っていると騙した。

特定会社Aは、平成4年以降の全保有データを検索したが情報が出ないと私は

言っている。実際には口座の検索をしていないのではと言っている。保有している情報量が違うという相談ではない。

銀行法を教えなかった。銀行は、10年しか情報を持つ必要がないと騙した。

（10年しか情報を持たなくてもいいなら、銀行が預金を取れるのではないか。法律に穴がある。銀行が10年しか情報を持たなくてもいい法律は何かと聞くと）

「お前が銀行で聞け」と言った。さらに商法は5年ですと騙した。

4 何の根拠も無く、金融庁は絶対に不正は許さないと2回言った。

5 話の途中でずっと黙っていて電話を同時に聞いている第三者から指示があり、突然、ご主人はどうしていますかといろいろ聞き出した。伝達制度の説明はしていない。

〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、「検索したと言った」のかと確認した。（〇〇〇〇（姓のカナ）氏は口座を検索したと言った）

口座を検索したのは、誰なのかと名前を聞き出した。漢字の名前は聞いていない。主人の名前の漢字は〇〇（名前の漢字）であるが事績管理簿では「〇△（名前の漢字）」となっている。漢字の名前は聞かれていないので「〇〇〇〇（名前のカナ）」である。金融庁は後付で記録の改ざんをしている。

最期に事務的に、今まで聞いた話を特定会社Aにお手紙を出しますがいいですかと言った。

6 最初特定支店Aのお客様係りに電話して口座の問い合わせをするよう指示した。

（貸金庫係でも特定支店Aお客様相談窓口でも〇〇〇〇（姓のカナ）氏が対応してくる。〇〇〇〇（姓のカナ）氏がどこに行っても対応してくる。特定支店A 窓口で、お客様係りに書類を提出すると、お客様係はすぐに書類を持って奥に行き、奥から〇〇〇〇（姓のカナ）氏が出てきた。）

特定会社A 本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問合せをするように指示した。本店、本店お客様相談室の電話番号フリーダイヤルを教えた。

《以下伝達不要》

7 ずっと黙って回答しなかった。

（誓約書を書いたでしょう）

ずっと黙って回答しなかった。（国民のため）「にも」と答えた。

8 麻生大臣であることをお伝えした。

《131202-12》の訂正

銀行の業種 主要行。支店等名称 本店。性別 女。氏名（フリガナ）〇〇〇〇 〇〇〇

（中略）

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《131202-12》

相談内容の概要

【特定会社A 本店に口座を問い合わせても、〇〇〇〇（姓のカナ）氏を通して返答がくる】

〇〇〇（姓の漢字）さんは、最初特定支店Aのお客様係りに電話をするように言った。貸金庫係でも特定支店Aお客様相談窓口でも〇〇〇〇（姓のカナ）氏が対応してくると言ったら、特定会社A 本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをするように指示をした。

本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて、口座の問い合わせをしたら、特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏に確認してから連絡するといわれた。と金融庁に報告をした。特定会社A 本店に口座を問い合わせても、〇〇〇〇（姓のカナ）氏を通して返答がくる。

【関連事績】《131202-11》

対応内容

経過報告を承った。追加の伝達を依頼されていないが、伝達をした。

【関連事績】《131202-11》

《131202-13》の訂正

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）

相談内容が違う。通帳番号は、口座番号である。貸金庫に、家族の高額な通帳と、高額な証書を入れていたと言った。

上記のように訂正箇所が多数ある。内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《131202-13》

相談内容の概要

1 貸金庫に、家族の高額な通帳と、高額な証書を入れていたと言った。

高額な通帳と高額な証書は普通、貸金庫に入れている。

特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏に、貸金庫に入っている通帳の口座番号をいきなり言えと言われても、言えるわけがない。貸金庫に入っている通帳の口座番号が分からないのは普通のことではないか。

2 〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、通帳をもってすれば預金を返す。貸金庫の鍵を持ってすれば、貸金庫を返すと言っている。口座があることが分かっている。貸金庫があることが分かっている。

それなのに、ないと言っている。預金をとると言っている。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

対応内容

1 高額な預金、高額な証書だと、不祥事件になるので、通帳を入れるとは限

らないと、相談者の申出を否定した。

2 特定会社Aは、条件付で返すと言っているのですか。

特定会社Aの犯罪を、警察に相談するように勧めなかった。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

平成25年12月3日《131203-7》の訂正

銀行の業種 主要行。性別 女。氏名（フリガナ）○○○○○ ○○○（氏名
のカナ）

（中略）

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。
以下を追加

《131203-7》

相談内容の概要

1 特定会社Aの○○○○（姓のカナ）氏とは別の銀行員が今朝、突然電話を
してきた。

「○○○○（姓のカナ）さんですかと聞いたら違うといった」

私が問い合わせたわけではないのに、「あなたたちの口座は調査してありませんでした」と言われた。「あなたたちの口座は調査してありませんでした」と言われたので、銀行の正式な書面で口座の検索結果の返答をくださいといったら電話を切られた。

特定支店Aに行ったときありませんと言われている。金融庁の方から連絡した
のか？

2 私と息子と特定支店A窓口に行ったときに、情報が出ないので、あなた達は、お客様ではないからというような対応をされた。追い払われた。

3 行員が突然電話をしてくて、「（私の）主人の名前の漢字を教えてください」と言った。

○○○○○ ○○○○（氏名のカナ）の漢字を教えたら電話を切られた。

1と3で「あなたたちの口座は調査してありませんでした」と言われたので、銀行の正式な書面で返答をくださいといったら電話を切られた。

「主人お名前の漢字を教えてください」と言われたので、教えたら電話を切られた。

分けていっているように、電話が2回あった。

理由も無く主人のお名前の漢字を教えてくださいと言って来たので、不審に思って金融庁に電話をして、この件を報告した。検査をしてください。

《131202-12》の訂正で述べた情報を記載

本店、本店お客様相談室（銀行本部）に口座の問い合わせをした。

私と長男の口座番号を伝えて、口座の問い合わせをしたら、特定支店A○○○

○（姓のカナ）氏に確認してから連絡するといわれた。と金融庁に報告をした。

特定会社A 本店に口座を問い合わせても、○○○○（姓のカナ）氏を通して

返答がくる。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

対応内容

1 昨日、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様が特定会社A本店、銀行本部の方に連絡しているので、銀行本部の対応ではないか。

（〇〇〇（姓の漢字）さんに報告したので、私が特定会社A本店、銀行本部に口座の問い合わせをしたことを知っている。）

《131202-12》の相談内容に「特定会社A本店、銀行本部に口座の問い合わせをして、金融庁に報告している」該当する出来事が記載されていない。相談内容の概要は改ざんされている。

当庁からの伝達は、最大2週間お時間をいただいているので、まだ伝達されていない可能性が高いことをお伝えしたところ、「わかりました」とのこと。

2 相槌を打っている。〇〇〇（姓の漢字）さんは、私が追い払われたと表現するような、特定会社A特定支店A窓口での、ひどい対応を知っている。

3 〇〇〇（姓の漢字）さんは、平成25年12月2日の相談《131202-11》で、私からすでに主人が亡くなっていることを聞きだしている。

「特定会社Aが主人の名前の漢字を教えてください」と言ってきたと相談したが、特定会社Aが個人情報保護の法律に違反していることを教えなかった。

口座は解約していない。口座を解約しているというが解約日を教えない。実際には口座の検索をしていないのではないかと相談していた。口座はなくなるらない。銀行法に違反していることを教えなかった。

「あなたたちの口座は調査したがありませんでした」、「主人の漢字の名前を聞いてきた」と相談した時点で特定会社A本店による隠ぺい行為があったことを、金融庁は分かっていた。

すでに亡くなっている主人の口座の検索をしたと相談していたのに、「漢字の名前を聞いてくる」行員の対応に不審な点があることは認識できて当然だった。経過報告としてお話を承ったと、話を切り上げた。

公益通報の仕組みを教えなかった。警察への相談を勧めなかった。

《131202-12》の訂正で述べた情報を記載

経過報告を承った。伝達を依頼されていないが、伝達をした。

【関連事績】《131202-12》《131202-11》

平成25年12月6日《131206-12》の訂正

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為（その他）。性別 女。氏名（フリガナ） 〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）

（中略）

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《131206-12》

相談内容の概要

1 私は、耳が聞こえないので、書面で返答してほしい。

2 私は、金融庁から返事がもらえると思っていたので、金融庁からの返事はまだなのかと聞いた。伝達の仕組みは知らなかった。金融庁から銀行に手紙を出して、銀行から金融庁の返事があると言うので、金融庁から手紙の返事もらえると思っていた。

伝達の仕組みは口頭で説明されてもわからない。事績管理簿に伝達制度とあるが伝達の仕組みは金融庁のホームページ上に記載されていない。

3 特定会社Aの方から、私のほうに何かくるのかと聞いているように、私は伝達の仕組みは知らなかった。伝達の仕組みは説明されてもわからない。後日、子供から説明してもらったが、伝達の仕組みは単なる秘密漏えいである。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》

対応内容

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行った。

1 (会話中、私が何度も聞き返しているのに、聞こえていないことがわかっていった)

金融庁は文書の回答は一切しないと書面での返答をしなかった。郵便とFAXで送る手段を教えなかった。障害者に対する人権侵害を行った。

聴覚に障害がある情報は、相談者に嘘をついたことを根拠に記録を改ざんする際に有効な情報として庁内で共有するため上に報告した。

2, 3 金融庁は、特定会社A 特定支店A (主要行) で現在起きている出来事を、検査・監督に活用する。私がお困りの状態を、銀行本部に伝える。私が「きちんと説明して欲しい」と言っている、私が金融サービス利用者相談室で相談したことを伝えると言った。

私が金融庁から返事もらえると思っていたこと。伝達の仕組みを理解していないことが、わかった上で、書面での説明をしなかった。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》

平成25年12月10日《131210-15》の訂正

相談内容(個人名等の全情報を含む)の金融機関への伝達についての意思承諾可

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為(その他)。性別 女。氏名(フリガナ) ○○○○○ ○○○(氏名のカナ)

(中略)

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。

以下を追加

《131210-15》

相談内容の概要

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。次男の行った支店は、どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。】

金融庁金融サービス利用者相談室に電話をすると、相談員〇〇〇（姓の漢字）さんに「あなたの話はもう聞いた。しかし金融庁は何もできないし、何もしない」と電話を掛けてこないように言われた。

2013年12月10日の時点で、2013年12月2日の相談の伝達に対しての、特定会社Aから金融庁への返答がきている。

特定地名で、次男（〇〇〇（名前のカナ））が行った特定会社Aの支店では、次男の口座の解約は確定していると言われた。口座の解約をしていない。

次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。

1 次男の口座は解約が確定していると言われたが、口座は解約していない。次男の口座の検索結果が特定支店Aと違っている。特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男が行った特定地名の支店は、10年しか情報がないと言っている。10年しか検索できないと言っている。データが改ざんされているのではないか。検査をしてください。

2 特定地名で、次男が行った特定会社Aの支店では、「どんな古い書類でも調べる。どんな古い書類でも遡れると言っている」と言っている。「口座の開設日や口座の解約を調べることができる」と言っている。

特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は「口座は解約しているというが解約日は教えない」特定支店Aと言っていることが違う。特定会社Aはおかしいではないか。検査をしてください。

《以下、伝達不要》

3 口座は解約していない。平成4年以降も利用があった。平成4年以降、私は主人と貸金庫に入っている。特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、口座を解約しているというが解約日を教えない。違法ではないか？ご意見でない。質問であると言った。答えないのであれば、他にまわしてください。

4 （ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。）と言うので

弁護士や司法書士等を通さないと質問に回答してくれないのかと聞いた。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》

対応内容

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行った。

「あなたの話はもう聞いた。しかし金融庁は何もできないし、何もしない」と

電話を掛けてこないように言った。

2013年12月10日の時点で、2013年12月2日の相談の伝達に対しての特定会社Aから金融庁への返答がきている。

1, 2 「どこの支店の誰がそんなことを言っているのか。」と怒鳴った。「次男の〇〇〇（名のカナ）さんに金融庁の〇〇〇（姓の漢字）まで電話してくるよう」に言った。伝達を依頼されていないが、伝達をした。公益通報の仕組みを説明しなかった。金融ADRを教えなかった。

《以下、伝達不要》

3 苦情を受付しなかった。相談員への苦情に対する窓口を教えなかった。〇〇〇（姓の漢字）以外の窓口はない。ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。と答えた。検査情報受付窓口があることを教えなかった。

4 ご意見としかあげないし金融庁は質問に返答を一切しない。銀行法は時効がない。預金債権はなくなる。口座はなくなることを教えなかった。

【関連事績】《131203-7》《131202-12》《131202-11》

（中略）

伝達内容の追加。伝達には回答があった。

相談者 〇〇〇 〇〇（氏名の漢字）。受付日 平成25年12月10日。支店等の名称 本店。

内容

【特定会社Aの顧客対応や情報開示について。次男の行った支店は、どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている】特定地名で、次男（〇〇〇（名前のカナ））が行った特定会社Aの支店では、次男の口座の解約は確定していると言われた。口座の解約をしていない。

次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている。

1 次男の口座は解約が確定していると言われたが、口座は解約していない。次男の口座の検索結果が特定支店Aと違っている。特定支店Aは平成4年からデータがあると言っているのに、次男が行った特定地名の支店は、10年しか情報がないと言っている。10年しか検索できないと言っている。データが改ざんされているのではないか。検査をしてください。

2 特定地名で、次男が行った特定会社Aの支店では、「どんな古い書類でも調べる。どんな古い書類でも遡れると言っている」と言っている。「口座の開設日や口座の解約を調べることができる」と言っている。

特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は「口座は解約しているというが解約日は教えない」特定支店Aと言っていることが違う。特定会社Aはおかしいではないか。検査をしてください。

平成26年1月9日の相談《140109-10》の訂正

相談内容（個人名等の全情報を含む）の金融機関への伝達についての意思承諾可

銀行の業種 主要行。支店名等 本店。要因1 顧客対応。要因2 不適正な行為（その他）。氏名（フリガナ） ○○○○○ ○○○（氏名のカナ）

（中略）

内容が事実と異なり嘘である。以前の相談内容の概要と対応内容はすべて削除。以下を追加

《140109-10》

相談内容の概要

【】内は、【平成4年からのデータがあるのに、検索しても情報が出ないと言われている。口座の検索結果を書面で出すように言っても応じない。口座は解約していない。平成4年以降の利用があった。口座の不正利用ではないか。特定会社Aを検査して下さい】である。

1 最初に対応した相談員○○（姓の漢字）さんに、○○○○○（姓のカナ）と申しますが○○○（姓の漢字）さんはいますかと聞いた。相談員○○（姓の漢字）さんは、平成26年3月13日に最初に対応してきた相談員である。○○（姓の漢字）さんは、金融機関名はどちらの件で相談しているのか、と聞かれたが、聞こえていなかった。

いつもと手順が違っているので、私はフルネームかと聞き返している。

○○（姓の漢字）さんは銀行等、○○○（姓の漢字）にどちらの件で相談しているのかと再度聞いているが、聞こえていなかった。私は、○○○（姓の漢字）さんはいるのかと聞き返している。

○○（姓の漢字）さんは銀行、信用金庫等と言っていたが、聞こえていなかった。○○（姓の漢字）さんは、○○○（姓の漢字）さんに電話を代わった。

2 私は、金融庁から返事がもらえると思っていたので、金融庁からの返事はまだなのかと聞いた。伝達の仕組みは知らなかった。○○○（姓の漢字）さんは、金融庁から銀行に手紙を出して、銀行から金融庁の返事があると言うので、金融庁から手紙の返事をもらえると思っていた。

伝達の仕組みは口頭で説明されてもわからない。

3 （逆に特定会社Aから○○○○○（姓のカナ）様のところに、連絡はあったかと聞かれた）

体調を崩して子供のところにいた。子供に連れて行ってもらって特定会社A特定支店A窓口に行った。往復10時間かかった。行き4時間、帰りが4時間、特定会社A特定支店A窓口で2時間話した。高齢なので、体にこたえて、体調を崩した。

○○○（姓の漢字）さんは、平成25年12月2日に、金融庁は銀行を検査する権限はない。銀行をチェックする仕組みはないと騙した。

私は、特定会社Aが、検査実施中になった平成25年12月17日から用件を

入れない電話を数十回かけてくる理由がわからなかった。

4 特定会社Aを検査してください。特定会社A 特定支店A窓口で、〇〇〇〇（姓のカナ）氏から「平成4年からのデータがあります。それ以後のは、出ます。」と言われた。

平成25年12月10日の相談で、事績管理簿には書類とあるが、情報、データである。

平成4年からのデータがありますから、出てきますと言われた。

あなた達の情報は出てこないの、あなた達はお客様ではありませんと言われた。

「あなた達の情報は出てこない」と言っているように、特定会社A 特定支店A窓口で、私達家族の口座の検索をした。

平成25年12月2日の相談のときに〇〇〇（姓の漢字）さんに誰の口座を検索したのか聞かれて、「口座を検索したのは、主人（〇〇〇〇（名前のカナ））、私、長男（〇〇〇（名前のカナ））、次男（〇〇〇（名前のカナ））、三男（〇〇〇（名前のカナ））」と名前を答えている。

私の家族は誰も口座を解約していない。口座を解約していないので平成4年には主人もいて、貸金庫と一緒に入っている。

「私の家族は誰も口座を解約していない」と言っているように、平成25年12月2日の相談のときに特定会社A 特定支店A窓口で、家族の口座を検索した。特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は家族の口座の検索結果を回答した。特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏は「口座は解約している」というが、口座は解約していない。「口座は解約しているというが、解約日を教えない」と相談している。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

（この会話中に、〇〇〇（姓の漢字）さんは特定会社D 特定支店A）の方からと言っている。

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、主人が亡くなったのは、いつでしたっけ）と聞いてきたように、私から平成25年12月2日の相談時に、すでに主人が亡くなっていることを聞き出している。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。平成6年に主人がすでに亡くなっているという情報が、事績管理簿にない。

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、データは調べたけど、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様のデータが無いので、取引がないといわれたということですかと、聞いてきている。）事績管理簿の【】内は〇〇〇（姓の漢字）さんの発言である。

平成4年以降も、私と長男の口座からお金を出して、特定会社Bに振り込んでいる。貸金庫にも入っている。平成4年以降のデータがあるのに、検索して、口座の取引履歴も、貸金庫の利用履歴も出てこないのはおかしい。

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、話をまとめると、特定支店Aの方から連絡があ

って、平成4年以降のデータはあります。調べた結果〇〇〇〇〇（姓のカナ）様のと、言っている。）

私は、特定会社A 特定支店A窓口で、〇〇〇〇（姓のカナ）氏は平成4年からのデータがあると言ったと、〇〇〇（姓のカナ）さんの発言を訂正した。

平成25年12月2日の相談のときに特定会社A 特定支店A窓口で、〇〇〇〇（姓のカナ）氏から「平成4年からのデータがあります」言われたと言っている。

事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

〇〇〇（姓の漢字）さんは、「平成4年からのデータがあると言ってきた」と初めて聞いたような発言をしているが、平成25年12月2日の相談時に、特定支店Aには平成4年からのデータがある。と言っている。事績管理簿の平成25年12月2日の相談に、該当する情報が無い。

相談員が、相談者（国民）に嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを実行している。

記録の改ざんのために、相談者（国民）の言っていることと違うことを言い返している。

記録の改ざんのために、「特定会社D 特定支店A」と言っている。

5 （〇〇〇（姓の漢字）さんの方から、息子さんが、特定地名にまだいて、銀行と話をしたとのことですが、結局のところ銀行からの回答はどういうものなのかと聞いてきた。）

特定会社Aは、検査実施中の金融機関として金融庁のホームページに掲載された平成25年12月17日から、突然数十回にわたる用件を入れない電話を掛けてきた。

〇〇〇（姓の漢字）さんは、伝達に対して行った特定会社Aの対応に対する、私の対応を聞き出そうとした。伝達があった。特定会社Aから金融庁に返答が来ている。

特定支店Aに行った後、〇〇〇〇（姓のカナ）氏と、もう一人の男の方（〇〇〇〇（姓のカナ）氏と別の行員）から電話があった。あなた達の調査を、家族の調査をしたが、情報が一切無いというので、銀行の正式な書面でくださいと返事したら、すぐ電話を切られる。

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様が電話をすると、特定会社Aが、銀行員が電話を切っちゃうと言った。）

私は、銀行の方から電話を掛けてきたと訂正した。

〇〇〇〇（姓のカナ）氏と別の行員から電話があったことは、平成25年12月3日に相談している。

〇〇〇〇（姓のカナ）氏と別の行員の二人とも、私が口座の検索結果を銀行の正式な書面でくださいと言ったら、すぐ電話を切ったと言った。

解約していないのに口座が分からないのはおかしい。私達家族の口座と貸金庫

が、ないといわれているが解約していない。口座と貸金庫の情報がないといっているが、不正利用されているのではないか。特定会社Aを検査してください。

6 (〇〇〇(姓の漢字)さんは、特定会社Aを検査しないというので、)金融庁は特定会社Eの暴力団融資の事件の検査をしていなかったと言った。特定会社Eの事件は発覚が遅れて、大きな事件になった。

金融庁は内部告発の受付をしている。特定会社Aの件は、検査をするべき案件ではないか。特定会社Aを検査しないのか?と聞いた。

(〇〇〇(姓の漢字)さんは、貴重な意見として承りたいと思います。と言った。)

特定会社Aの立入検査実施中であるにもかかわらず、立入検査をしていることを教えなかった。

私は、意見ではない。再び、特定会社Aを検査しないのか?と聞いた。

(〇〇〇(姓の漢字)さんは、調査する、しないということは、相談室では回答できないと言った。)

私は、特定会社Aを検査するかどうか返答してくださいと、金融庁の、どこにきけばいいのかと聞いた。公益通報について質問をしている。

〇〇〇(姓の漢字)さんは、公益通報の仕組みを説明しなくてはいけないことを認識していたが、公益通報の説明をしなかった。

私が、金融庁は、検査するかどうかの返答をしないではないかと言うと

(〇〇〇(姓の漢字)さんは、ご意見として承りたいと思います。と言った。)

7 口座は解約していない。「平成4年からデータはある。口座を検索して口座は無いと言われた。」「口座は解約しているというが、解約日を教えない」特定会社Aは違法行為をしているのではないかと、聞いている。

「口座は解約しているというが、解約日を教えない」のは違法なのではないかと繰り返し質問しているが、〇〇〇(姓の漢字)さんはご意見としてしかあげないと、回答しなかった。

金融庁に対して、特定会社Aは違法行為をしているのではないかと、繰り返し相談しているが何の回答も返事も無い。

回答や返答がもらえる手続きがあるのではないかと聞いた。公益通報について質問をしている。公益通報の手続きを聞いている。

特定会社Aを検査してください。と公益通報をしている。

8 法テラスの説明をされたが、私は耳が聞こえにくいといった。法テラスの説明をされても、私は分からない。

「口座は解約しているというが、解約日を教えない」と質問しているが、〇〇〇(姓の漢字)さんは、回答しなかった。

特定会社Aを検査してくださいと言っているが、〇〇〇(姓の漢字)さんは、回答しなかった。

金融庁のどこに質問すれば回答がもらえるのか？と再度聞いた。

質問を意見としてあげるといっているが、質問は回答があるから質問であって、〇〇〇（姓の漢字）さんは、何も回答していないではないかと質問に回答しないことへの苦情を言った。

9 金融庁が法律を決めている。

特定会社Aが違法行為をしているかどうかは回答できる。

金融庁のどこに質問すれば回答がもらえるのか？と再度聞いた。

公益通報について質問をしている。公益通報の手続きを聞いている。

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、銀行法の何条か言えば説明をしてやると言った。）

私は銀行法を知らない。金融庁が法律を作っている。特定会社Aが違法行為をしているのではないかと聞いている

（〇〇〇（姓の漢字）さんは、どの法律の説明が聞きたいか答えろといった。）

『この際、金融庁所管の法律は、回答できるといっている。相談員が分からなくても、法律がわかる職員に確認して回答すると言った』

平成26年3月13日、次男に対して相談員〇〇（姓の漢字）さんは、銀行法は弁護士に聞けと言った。

「銀行法13条の3第2号はデリバティブのこと」と嘘をついて騙した。

繰り返し、口座は解約していない。「口座は解約しているというが、解約日を教えない」と質問しているが、〇〇〇（姓の漢字）さんは、回答しなかった。

〇〇〇（姓の漢字）さんは、特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏の「口座は解約しているというが、解約日を教えない」という回答は、銀行法13条の3に違反していることを知っていた。全国銀行協会 相談員〇〇〇〇（姓のカナ）氏も同じ質問に回答しなかった。

そもそも「口座を解約していない」「実際には口座の検索をしていないのではないかと特定会社Aが、預金者の口座と預金をとっている犯罪を通報していた。

10 金融庁は、特定会社Eの検査を、ちゃんとしていなかった。

今は銀行員が内部告発できるようになっている。つまり公益通報である。

国民から、告発があれば、公益通報があれば金融庁は検査するのではないかと

特定会社Aを検査してくださいと言っている。公益通報をしている。公益通報について質問をしている。公益通報の手続きを聞いている。

私が、特定会社Aを検査してくださいと言って会話を終わった。

【関連事績】《131210-15》《131203-7》《131202-12》《131202-11》

対応内容

お名前、住所、電話番号でご本人確認を行った。伝達を依頼されていないが、

伝達をした。

1 相談員〇〇（姓の漢字）さんは、平成26年3月13日に対応してきた相談員である。

〇〇（姓の漢字）さんは記録の改ざんのために待機している相談員である。

金融庁は、相談員が、相談者（国民）の言っていることと、違うことを言い返すことで、記録の改ざんを行っている。

〇〇〇（姓の漢字）さんが会話内で、特定会社D特定支店Aと言っているが、金融庁の予定では、〇〇（姓の漢字）さんが銀行名を聞いて、私が特定会社A（合併前）、特定会社A（合併前）特定支店A、特定会社A、特定会社A特定支店Aと銀行名を言えば、〇〇（姓の漢字）さんが特定会社D特定支店Aと言いついてから、相談員〇〇〇（姓の漢字）に電話を代わる予定だった。私は聞こえていなかったの、回答しなかった。

〇〇〇（姓の漢字）さんは、最初に、ご連絡（をありがとうございます）と言いついて、ご連絡でいったん止めている。〇〇（姓の漢字）さんと〇〇〇（姓の漢字）さんは、あらかじめ金融庁に対応を指示された上で、対応してきている。

〇〇〇（姓の漢字）さんが会話内で、特定会社D特定支店Aと言っている。〇〇〇（姓の漢字）さんは、以前の相談では、特定会社A特定支店Aと言いついていた。

銀行の業種を「主要行」から「信託銀行（主要行除く）」に改ざんした。

私の相談している銀行を、旧特定会社A（合併前）から、旧特定会社Dに改ざんした。

2, 3 逆に〇〇〇〇〇（姓のカナ）様のところに、ご連絡はありましたかと聞いた。

特定会社Aの対応を聞き出そうとした。

特定会社Aから金融庁に対して、伝達の返答があった。

特定会社Aは、検査実施中の金融機関として金融庁のホームページに掲載された平成25年12月17日から、突然数十回にわたる要件を入れない電話を掛けてきた。

特定会社Aは、特定支店A窓口で提出した書類を、送ってくるように封筒を送りつけてきた。

特定会社Aの伝達に対する対応は、相談から約2週間しかない。平成25年12月10日の相談の伝達があった。伝達に対する私への対応と、金融庁への返答があった。

平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中だったが、〇〇〇（姓の漢字）さんは検査実施中であることを教えなかった。

往復10時間掛けて、特定会社A 特定支店A窓口に行った。子供に連れて行ってもらった。

高齢なので体にこたえて体調を崩したという情報が事績管理簿から削除されている。

事績管理簿から私が高齢であること。耳が聞こえないといっている情報が削除されている。

4 平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中であり、記録の改ざんが目的で対応した。相談している銀行を「特定会社A（合併前） 特定支店A」から「特定会社D 特定支店A」に改ざん。「特定支店A窓口で、〇〇〇〇（姓のカナ）氏から「平成4年からのデータがあります」と言われたという情報」を、「特定支店Aの方から連絡があって、平成4年からのデータがありますと言ってきた」と改ざん。平成25年12月2日、特定支店Aは平成4年からのデータがある。平成25年12月10日、特定地名の支店は10年しかデータがない。という相談の、時系列を改ざんしようとした。

繰り返し（特定会社D）特定支店Aの方からと言っている。

「口座を検索して口座は無いと言われた。口座は解約しているというが、解約日を教えない。口座は解約していない」を、「取引がない」に改ざんする目的で対応してきた。【】内は〇〇〇（姓の漢字）さんの発言である。

5 特定会社Aの対応に対する、私の対応を聞き出そうとした。

平成26年1月9日は特定会社Aの立入検査実施中であり、記録の改ざんが目的で対応した。

「特定会社Aから電話を掛けてきた」から「私が特定会社Aに電話をした」と改ざんしようとした。

〇〇〇（姓の漢字）さんは、〇〇〇〇〇（姓のカナ）様から提供された情報を法令に照らし合わせて、行政上の対応をする。と嘘ついてだました。提供された情報を、繰り返し改ざんしようとしていた。

実際に、開示した事績管理簿は内容がすべて改ざんされている。

立入検査実施中であるにもかかわらず、立入検査をしていることを教えなかった。

検査情報受付窓口があること、情報を送れることを教えなかった。

6 私は、特定会社Aを検査してくださいと言っている。公益通報をしている。公益通報の質問をしているのに、公益通報の仕組みの説明をしなかった。

7, 8 私は公益通報の質問をしている。公益通報の手続きを聞いているのに、法テラスに話を摩り替えた。最終的に司法の場で解決という形になると騙した。特定会社Aは、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついていた。

口座があるのに、口座が無いと嘘をつくことは、銀行法に違反しているだけでなく詐欺等、犯罪である。

〇〇〇（姓の漢字）さんは金融ADRを教えなかった。法テラスだけを教えてきた。

金融庁に、特定会社Aを検査するのか回答してください。

金融庁に、特定会社Aが違法行為をしているのかを回答してください。

公益通報の手続きを聞いているのに、〇〇〇（姓の漢字）さんは法テラスに話をすり替えている。

公益通報のことを聞いているが、公益通報の手続きを教えなかった。

〇〇〇（姓の漢字）さん自身の苦情に対する、窓口の説明もしなかった。苦情を受付しなかった。

9 私は公益通報の質問をしている。公益通報の手続きを聞いているのに、銀行法に話をすり替えた。銀行法の第何条か言えば回答してやると言った公益通報の手続きを聞いているのに、〇〇〇（姓の漢字）さんは銀行法の説明に話をすり替えている。

一般国民は銀行法を知らない。

10 私は公益通報のことを聞いているが、公益通報の手続きを教えなかった。〇〇〇（姓の漢字）さんは、私の発言を途中で遮っている。

金融庁は、法令に照らし合わせて、行政処分をしている。

金融機関に問題がある場合は、処分している。と話をすり替えている。

私が、特定会社Aを検査してくださいと言って会話を終わった。

【関連事績】《131210-15》《131203-7》《131202-12》《131202-11》

実際には銀行に伝達がされている。伝達内容の追加。伝達への回答があった。伝達内容に関しては

相談者 〇〇〇 〇〇（氏名の漢字）。受付日 平成26年1月9日。支店等の名称 本店。

内容

私の相談している銀行を、旧特定会社A（合併前）、から、旧特定会社Dに改ざんした。

銀行の業種を「主要行」から「信託銀行（主要行除く）」に改ざんした。

「特定支店A窓口で、〇〇〇〇（姓のカナ）氏から「平成4年からのデータがあります」と言われたという情報」を、「特定支店Aの方から連絡があって、平成4年からのデータがありますと言ってきた」に改ざん。

平成25年12月2日、特定支店Aは平成4年からのデータがある。平成25年12月10日、特定地名の支店は10年しかデータがない。という相談の、時系列を改ざんしようとした。

「口座を検索して口座は無いと言われた。口座は解約しているというが、解約日を教えない。口座は解約していない」を、「取引がない」に改ざん。

過去の相談内容を改ざんする目的で、伝達をしている。口座の検索と口座の検索結果に関わる相談の改ざんを行っている。

相談員が、相談者（国民）の言っていることと違うことを言い返す。相談員が、

相談者（国民）に嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを実行する。記録を確認しながら嘘をつく。

保有している情報と開示している情報が同一ではない。開示請求に対して開示する情報をねつ造している。過去に遡り繰り返し記録の改ざんを行っている。相談員は「特定会社D 特定支店A」と言っているが、事績管理簿には「特定会社D 特定支店A」となっている情報が無い。

金融庁は、立入検査実施中に、利害関係者と共謀して、金融庁と特定会社Aの間だけで、私の相談している銀行を「特定会社D 特定支店A」に改ざんしている。

過去に遡り繰り返し記録の改ざんを行っている。改ざんの説明は、改ざん者である金融庁にしかできない。通話を録音していなければ、相談員〇〇〇（姓の漢字）さんが「特定会社D 特定支店A」と言っていることに気づけなかった。検査実施中の、平成25年12月17日から12月25日まで、突然、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は数十回にわたり留守電に用件を入れない電話を掛けてきた。何が起きているかと思うほどの必死さを感じた。私は電話が取れなくなった。電話に対応できなくなった。平成26年1月9日以降は、電話を掛けてくる頻度と回数が減った。〇〇〇〇（姓のカナ）氏しか電話を掛けてこなかった

金融庁は立入検査実施中に、利害関係者と共謀して庁内の記録の改ざんを行った。

平成25年12月2日、全国銀行協会から銀行本部に連絡があり、本部から特定支店Aに連絡があり、〇〇（姓の漢字）が対応している。〇〇（姓の漢字）氏は「今回の問い合わせは（口座の）解約日を知りたいということですか？」と言っている。特定支店A窓口で〇〇（姓の漢字）氏は貸金庫の検索はしていない。私は全国銀行協会と同じように、金融庁でも「口座は解約していない。特定支店A 〇〇（姓の漢字）氏は口座を解約していると言うが解約日を教えない」と相談している。

〇〇（姓の漢字）の回答は当社の回答である。例え金融庁に相談しようと〇〇（姓の漢字）の回答は変更がないと言った。存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。しかし平成25年12月4日には回答が変わっている。

私は、金融サービス利用者相談室で主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われていると相談している。貸金庫の解約日を依頼するわけがない。家族の口座の検索結果の相談をしている。

「担当してくれているのは、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏である。」とあるが、ねつ造である。どこに行っても〇〇〇〇（姓のカナ）氏が対応してくると相談したので、〇〇〇（姓の漢字）さんは、銀行本部（本店お客様相談室）に、口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で、私と長男の口座番号を聞

かれて、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏に確認して連絡すると言われたと、〇〇（姓の漢字）さんに報告している。〇〇（姓の漢字）さんの教えてきた平成25年12月2日と平成25年12月10日の伝達内容は、平成26年3月13日の時点で改ざんされている。さらに伝達内容が改ざんされて開示されている。

平成25年12月3日、〇〇（姓の漢字）氏は別人に成りすまして電話を掛けてきた。私が「〇〇（姓の漢字）氏か？」と聞いたら「違う」と言った。「あなた達の口座は調査したけど、なかった」「主人、私、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績管理簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を銀行の正式な書面を出すように言ったら電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。私が主人（〇〇〇〇（名前のカナ））の名前の漢字「〇〇（名前の漢字）」を答えると、すぐに電話を切った。

金融庁は、特定会社Aに伝達された日付を平成25年12月3日から平成25年12月5日に改ざんしているが、平成25年12月2日の〇〇（姓の漢字）氏の発言「〇〇（姓の漢字）の回答は当社の回答であり、変更はない」等を考えると、別人に成りすまして電話をして、さらに主人の名前の漢字を聞いてくる理由の説明がつかない。銀行に回付された日付は平成25年12月3日である。翌日12月4日には、〇〇（姓の漢字）氏として電話をしてきている。〇〇（姓の漢字）氏は、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から平成25年12月3日に伝達があった。（相談員に家族の名前の漢字を聞かれていない。伝えていない）

平成25年12月4日には、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は当社の回答、名義番号と言わなくなった。〇〇（姓の漢字）氏は、私と長男の口座の検索結果を言っている。平成25年12月2日銀行本部に私と長男の口座を問い合わせた銀行本部からの対応が平成25年12月4日にあった。〇〇（姓の漢字）氏の口調とテンションは12月2日とまったく違っていた。

私の事績管理簿の平成25年12月3日の、相談内容《131203-7》が、次男の事績管理簿（金総第2767号 成28年4月22日付）の平成26年3月13日の、相談内容《140313-8》で次男の申出がねつ造されて「平成25年12月3日に母（私）は電話に出なかった。」と改ざんされている。電話を取らなければ〇〇（姓の漢字）氏と別人か分からない。

次男の伝達（金監第1093号 平成28年4月25日付）で、次男と私の申出がねつ造されて伝達されている。

特定会社A 特定支店Aでの出来事と、平成25年12月2日の相談と、〇〇氏（姓の漢字）氏の対応と、平成25年12月9日、12月10日の特定支店C〇〇〇（姓のカナ）さんの対応から、事績管理簿《131202-11》の

実際に伝達された内容は、

「特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏が、貸金庫係から特定支店Aお客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から〇〇〇〇（姓のカナ）氏が書類を持って出てきた。」

「〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、旧特定会社A（合併前）特定支店Aの、私達家族（主人〇〇〇〇（名前のカナ））、私、長男〇〇〇（名前のカナ）、次男〇〇〇（名前のカナ）、三男〇〇〇（名前のカナ）の口座を検索した。窓口では、私の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」

「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことが無い。貸金庫を借りたことが一度も無いと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」

「〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、氏名（カナ）を聞いただけで、すぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することが無く奥に行き、すぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間は無かった。〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、実際には検索をしていないのではないか。」

「特定支店Aは、平成4年までデータがある。平成4年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。平成4年以降も利用があった。データが改ざんされているのではないか。」

「口座は解約していない。〇〇〇〇（姓のカナ）氏は、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」

「特定会社Bの支払いのため、主人が私と長男の口座からお金を出して払っている。平成4年以降もお金のやりとりがあった。」

平成25年12月2日と平成25年12月3日の相談と、〇〇〇（姓の漢字）さんの発言から事績管理簿《131202-12》の実際に伝達された内容は、

「銀行本部で、私と長男の口座番号を聞かれて、特定支店A〇〇〇〇（姓のカナ）氏に確認して連絡すると言われた。」

「銀行本部に口座を問い合わせても、〇〇〇〇（姓のカナ）氏を通して返答がくる。」

概ね上記の相談が銀行に伝達がされている。開示された伝達内容は改ざんされている。

当時、次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））は特定地名に居たので特定支店Aでの詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は特定支店Cで手続きをしようとして、手続きに必要な書類を聞くために電話をした。特定支店C〇〇〇（姓のカナ）さんは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。〇〇〇（姓のカナ）さんの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。〇〇〇（姓のカナ）さんは、次男の口座を検索

した結果「口座はない」と言った。

〇〇〇（姓のカナ）さんは、氏名は漢字の名前から聞いてきている。

よって次男は〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）と名乗っていない。

氏名（カナ）を聞かずに、漢字の名前から聞いてきて、住所と、最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日はずして氏名（カナ）だけで検索したと言った。

違うといっているのに「〇〇〇△〇 〇〇〇（氏名のカナ）」でも検索した。

このときは、保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名（カナ）の入力がされている。当然すでに検索結果が出ている。〇〇〇（姓のカナ）さんは、口座を検索するフリをした。実際には口座の検索をしていない。

〇〇〇（姓のカナ）さんは、氏名（カナ）だけで、旧特定会社Dを含めた、全店舗、全支店の口座の検索ができると言った。当時システムが違うので、旧特定会社Dの口座は検索できなかった。〇〇〇（姓のカナ）さんは何故嘘をついたのか？

〇〇〇（姓のカナ）さんは、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏が氏名（カナ）だけで全保有データを検索できると、私に言った事を知っていた。「次男」に全保有データではなく、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。

〇〇〇（姓のカナ）さんは、「次男」に氏名以外の情報を聞いて、口座を検索してみせた。次男の名前が伝達されている。

特定支店A〇〇（姓の漢字）氏と同じように「氏名（カナ）だけ」で検索したと言った。「口座はない」と言ったが、解約しているとは言わなかった。しかし12月10日特定支店C〇〇〇（姓のカナ）氏は、システム検索をしたので漏れは無い。次男の口座の解約は確定している。「口座はない」は当社の回答と言った。次男は、次男と長男の口座は同じ旧特定会社A（合併前）特定支店A。母（私）が、兄（長男）の口座を問い合わせているとしか言っていないのに、〇〇〇（姓のカナ）さんは、私と長男の口座が特定支店Aであることを知っていた。

平成25年12月9日には、「口座はない」と言うが、「口座を解約している」とは言わないことが隠ぺい行為であった。〇〇〇（姓のカナ）さんは、事前に口座の検索手順と、説明の指示を受けていた。紛失係につなぐところを混んでいるので特定支店Cにつないで、〇〇〇（姓のカナ）さんの方から口座の検索をしてきた。〇〇〇（姓のカナ）さんが「口座はない」と言うことは銀行本部からの指示通りだった。

全支店に銀行本部から伝達に対する隠ぺい行為の指示が出ている。

平成25年12月10日に次男が電話をすると、〇〇〇（姓のカナ）さんは突然「昨日の口座の検索は10年しかしていない」「10年で全情報を削除して

いる」と言った。前日と様子が明らかに違っていた。

「口座はない」と言ったことに対して、隠ぺい行為があった。

金融庁から立入検査の予告があったとしか、考えられない。

上司の特定支店C〇〇〇（姓のカナ）氏は、当初、特定支店Cで口座の検索結果は出せると言っていた。

休眠預金であろうと、口座の残高が0円でも必ず検索ができる。システム検索をしたので漏れは無い。解約は確定している。

上司の〇〇〇（姓のカナ）氏は口座の閉鎖の調査依頼の手続きを教えてきた。手続きは特定支店Aです。

〇〇〇（姓のカナ）さんは、旧特定会社Dを含めた全店舗、全支店、電話と窓口での、口座の検索結果は同じと言ったが、〇〇〇（姓のカナ）氏は旧特定会社Dの口座はシステムが違うので口座の検索ができないのでお勧めしないと言った。郵送でも手続きができる。郵送での手続きをお勧めする。契約時の住所と現住所の住所変更の時間がたっている場合、当日には手続きができない。

特定支店Cでの会話で、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏が、実際には口座の検索をしていないこと。嘘をついていることが明確になった。〇〇〇（姓のカナ）さんが、嘘をついていたことも明確になった。

私の平成25年12月10日の相談は、次男が特定支店Cに電話をした後に、金融庁に相談している。

特定支店Cの事を平成25年12月10日私が相談して、概ね「次男の口座は解約が確定していると言われた。次男の行った特定地名の支店は全情報を10年で削除している。特定支店Cは平成4年からデータがあると言っているのに、次男の行った特定地名の支店は10年しか検索できないと言っている。次男の行った特定地名の支店はどんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている」という相談が、特定会社A 本店に伝達されている。

伝達に対応して平成25年12月19日の〇〇（姓の漢字）氏の留守電があった。「先日調査を依頼された件で、銀行本部のほうで調査できることがあるかもしれないので、窓口で提出した母と長男の書類を、渡した封筒に入れて特定支店Aに送って欲しい。」

平成25年12月10日の相談の伝達はすでにされている。伝達内容は重複していない。

平成26年3月13日、次男の指定した伝達に対して、特定会社Aから、貸金庫の検索をしたと嘘の返答がきた。特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は、口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできないと言った。特定支店A窓口で貸金庫の検索はしていない。金融庁は、銀行の違法行為を隠ぺいするため、後付で記録の改ざんを繰り返している。

私と次男（〇（名前の漢字））は金融サービス利用者相談室で、貸金庫の解約日を依頼していない。特定会社Aの立入検査実施中の平成26年1月9日には、

私の相談している銀行は、旧特定会社A（合併前）特定支店Aから、旧特定会社D 特定支店Aに改ざんされていた。事績管理簿には「旧特定会社D 特定支店A」になっている記録がない。

平成25年12月9日、平成25年12月10日の特定支店Cの出来事が、平成25年12月10日の金融サービス利用者相談室の相談で伝達された。

特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は伝達のあったときしか電話を掛けてこない。平成25年12月2日の金融サービス利用者相談室の相談の伝達に対して、平成25年12月3日に特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は別の行員として電話を掛けてきた。

平成25年12月10日の相談の伝達に対して、特定支店A〇〇（姓の漢字）氏は、平成25年12月17日から用件を入れない電話を数十回掛けてきた。相談から約2週間まで対応があった。平成25年12月25日に封筒を送ってきた。

平成26年1月9日の金融サービス利用者相談室の相談の伝達に対して、〇〇〇〇（姓のカナ）の依頼の件で封筒を送った。と留守電を入れた。相談から約2週間の平成26年2月22日まで電話をしてきた。

金融庁は、平成25年12月2日、平成25年12月10日、平成26年1月9日の相談を、特定会社Aに対して3回伝達をしている。

相談が、銀行に伝達された日付は3日（3回）あった。

訂正権は、改ざんやねつ造を訂正するものではない。

金融庁は、過去に遡って繰り返し改ざんしているが違法である。記録の改ざんは犯罪である。

開示請求に対して、通話の録音の保有が確認できないと返答が来ているが違法である。

金融庁に実際に相談した内容と、実際に銀行に伝達した内容を、再現する必要が生じている。

平成26年1月9日の伝達は、改ざんのために伝達であり、実際に銀行に伝達した内容は、私の相談内容と異なるが訂正は、どうするのか？

実際には伝達したのに、実は伝達していませんでしたと改ざんしているが違法である。

そもそも公益通報を受付せずに、伝達と称して記録の改ざんも兼ねて秘密漏えいしているが違法である。